

(3)被用者保険の被扶養者の地元受診の実現の支援【国保・健保・共済】

被用者保険の被扶養者への特定健診・特定保健指導を、住民として地元市町村で受けられる体制作りとして、市町村国保と同様の形態で実施できるよう、市町村国保は必要な準備を行う。

当面必要な取組	<p>①まず、市町村(国保)は、被保険者に対する特定健診・保健指導の実施体制を早急に固める。その際、住民である被用者保険の被扶養者ことも考慮する</p> <p>②次に、国保中央会は、各都道府県の連合会を通じ、市町村(国保)に対し、被用者保険の集合契約の相手先の確定に向け、必要な支援・協力を早急に進めるよう、要請</p>
---------	--

2. 保険者協議会

(1)各保険者協議会への要請【中央連絡会】

当面必要な取組	<p>①保険者協議会中央連絡会は、被用者保険の集合契約の成立に向け、各自が必要な取組を早急に進めることを申し合わせ(※7/3 濟)</p> <p>②保険者協議会中央連絡会は、①を踏まえ、各都道府県の保険者協議会(国保連合会)に対し、以下の取組を要請(※書面にして配布)</p> <ul style="list-style-type: none">○ ①の申し合わせ及び以下の作業について関係者に伝えること○ 共済組合の加入を急ぐこと○ 被用者保険の集合契約の成立に向け、代表保険者の選出に向け、関係者を集め、協議を始めること○ 市町村(国保)の実施形態の整理・確定、関係者間での情報共有、委託先による被用者保険の受け入れ準備の促進等、必要な支援・協力を早急に進めること○ 上記作業上の問題点があれば即座に国(厚生労働省医療費適正化対策推進室)に報告する(様式自由)こと
---------	--

(2)集合契約の成立準備【各保険者協議会】

当面必要な取組	要請に基づき、(1)(2)に示した作業を実施
---------	------------------------

3. 国(都道府県)

(1)市町村の実施体制の確立に向けた支援【国・都道府県】

特定健診・特定保健指導を、住民が地元市町村で受けられる体制の確立を促進するため、市町村国保の実施形態を調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

当面必要な取組	<p>①国・都道府県は「特定健康診査及び特定保健指導の実施体制に関する調査」を3回に分けて実施中。</p> <p>②都道府県は、毎回の上記調査結果(実施形態、委託先、単価等)を、保険者協議会を通じ、県内の保険者に迅速に提供する。</p> <p>③都道府県は、上記調査の実施及び結果の分析を通じ、市町村(国保)における実施体制の確立を具体的に指導するほか、被用者保険の集合契約の受け入れ準備を指示</p>
---------	---

(2)委託先候補の紹介【国・都道府県】

集合契約や市町村(国保)における委託先の候補となる、地元市町村をサービスエリアとする健診・保健指導機関に関する情報を調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

当面必要な取組	<p>①国は、国立保健医療科学院ホームページにて健診・保健指導のアウトソーシング先調査を7月下旬に実施し、その情報を即時に公開する。</p> <p>②都道府県は、保健福祉部門等で関連サービス機関(特に健診機関)のリスト等を保有している場合は、リスト等を保険者協議会に提供する。</p> <p>③都道府県は、①②から各機関に対し、「運営についての重要事項に関する規程の概要」ホームページの作成や、9月頃からの支払基金への機関番号取得申請を幅広く呼びかける。</p>
---------	---

(3)保険者協議会等の支援【国・都道府県】

集合契約の成立に向けた調整の場である保険者協議会において、着実に進むよう調査し、その結果を関係者間で共有する必要がある。

当面必要な取組	<p>①国は、7月から、厚生局(医療構造改革推進官)を通じ、保険者協議会への関与・支援のほか、被用者保険の代表保険者選定を促進・支援する。</p> <p>②都道府県は、7月から、保険者協議会における集合契約の成立に向けた準備状況を隨時進捗管理し、遅れている場合は指導する。</p>
---------	--

4. 共通

(1)進捗管理【全員】

保険者団体及び国（厚生局・都道府県）は、1～3に示した各自の役割を着実に果たすため、それぞれの取組についての進捗状況を管理し、それぞれ、保険者協議会中央連絡会にて定期的に報告する。

保険者協議会中央連絡会は、進捗管理のため、当面は月1回以上の頻度で開催することとする。

当面必要な取組	<p>①国は、厚生局(医療構造改革推進官)を通じ、ヒアリング等により定期的に管内の状況の報告を求める。</p> <p>②都道府県は、保険者協議会における集合契約の成立に向けた準備状況を隨時進捗管理し、毎月末に国に報告する。</p> <p>③健保連・政管健保・各共済組合・国保組合は、各支部や関係の保険者等から、各都道府県における代表保険者等の選定状況について定期的に報告を受け、未決定の都道府県支部や関係の保険者等への働きかけを行う。</p>
---------	---

(2)課題の早期解決【国】

保険者及び保険者協議会等、集合契約の成立に向けた取組の中で課題等がある場合は、迅速に対処・解決していく必要がある。

当面必要な取組	<p>①保険者団体や保険者、厚生局や都道府県は、各自の取組の過程で生じた課題等については、その状況等を整理の上、即座に国(厚生労働省医療費適正化対策推進室)に直接報告する。</p> <p>②報告を受けた国(厚生労働省医療費適正化対策推進室)は、詳細を確認の上、必要な対応策を検討し、関係者に通知する。</p>
---------	--

以上

集合契約の成立に向けた進捗状況管理調査(第1回)

平成19年7月20日時点

都道府県	4月～6月				7月	
	①平成19年度保険者協議会の開催	②共済組合を構成員とすることについての協議及び決定	③代表保険者選定についての協議開始	④「特定健康診査及び特定保健指導の実施体制に関する調査(1回目)」結果を都道府県から入手し関係者間で共有・周知	⑤集合契約に参加する保険者(都道府県内)の仮設定	⑥代表保険者の選定、中央連絡会及び他県保険者協議会への周知
北海道	○	○	×	(8月末)	○	×
青森県	○	○	×	×	×	×
岩手県	×(7/24)	△(7/24)	×(7/24予定)	○	×(8月中)	×(8月中)
宮城县	8月末	○	8月末	○	8月末	8月末
秋田県	×(8月下旬まで)	△(8月下旬まで)	×(8月下旬まで)	△(8月下旬まで)	×(8月下旬まで)	×(8月下旬まで)
山形県	○	△	△	×	×	×
福島県	○	○	△(8月下旬)	×(8月下旬)	×	×
茨城県	○	○	△	×	×	×
栃木県	○	○	○	△(8月)	△	×(9月)
群馬県	×(7/24)	○	×	○	×	×
埼玉県	×(9~10月)	△(9~10月)	×	△	×	×
千葉県	○	○	×	×	×	×
東京都	○	×(8月上旬)	○	×	×(9月末)	×(9月末)
神奈川県	○	○	×	○	×(7月下旬)	×
山梨県	○	○	○	○	△(8月下旬まで)	△(8月下旬まで)
新潟県	○	○	○	○	△(7月末)	×(8月末まで)
長野県	○	○	×(8月末予定)	○	×(8月末予定)	○
静岡県	○	○	○	○	△	×
富山県	○	○	○	○	△	×(8月下旬まで)
石川県	○	○	○	×(7月19日)	×(7月下旬)	×(8月中旬)
岐阜県	○	○	○	○	×	×(8月中旬まで)
愛知県	×(8/8(予定))	○	×(8/8(予定))	×(8/8(予定))	×(8/8(予定))	×(8/8(予定))
三重県	○	○	×(7/31)	×(7/31)	×	×
福井県	△(9月まで)	○	×(9月まで)	△	△(9月まで)	△(9月中旬まで)
滋賀県	○	○	×	○	×	(8月下旬見込み)
京都府	○	△(8月中)	△(8月中)	○	△(8月中)	△(8月中)
大阪府	×(8月(予定))	×	×(8月(予定))	×	×	×
兵庫県	○	×	○	○	×	×
奈良県	○	○	○	○	△(9月～10月)	×(9月～10月)
和歌山县	○	△	○	○	△(8月下旬まで)	×(8月下旬まで)
鳥取県	○	○	△	○	×	×
島根県	○	○	△(8月)	○	×(8月)	×
岡山县	○	○	△	×(なし)	×	×
広島県	○	○	×(8月下旬)	○	×(8月下旬)	×(8月下旬)
山口県	×(8/1)	○	×(8/1)	△(8/1)	×	×
徳島県	○	○	○	○	○	△(8月下旬まで)
香川県	○	○	○	○	△(8月)	×(8月)
愛媛県	○	○	×	×(7月末まで)	×	×
高知県	○	○	△(8月中旬)	○	○	×(8月中旬)
福岡県	○	○	○	○	△(9～10月)	△(9～10月)
佐賀県	○	○	×	○	×(10月頃)	×(11月頃)
長崎県	○	○	○	○	△(8月中)	△(11月下旬)
熊本県	○	○	△(9月中)	○	×(9月中)	×(9月以降)
大分県	△	○	△	○	(8月下旬まで)	(9月上旬まで)
宮崎県	○	○	×	○	△	×(8月中旬まで)
鹿児島県	○	○	×	○	×(8月末まで)	×(8月末まで)
沖縄県	×(7月末まで)	○(H20.4月)	×(7月末)	×	×(8月)	×(8月)

(注)・実施済みであれば「○」、実施中であれば「△」、未実施であれば「×

・()については完了予定期間

病床転換助成事業について

※各都道府県医療構造改革担当部局(各都道府県における当室との窓口)が、本日臨席されている国保主管課(部)でない場合は、本資料を該当する部局へお渡し頂き、本日の内容をお伝え願います。